



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 中越パルプ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 明美
(コード番号 3877 東証第1部)
問合せ先 管理部長 荒屋 英治
(電話番号0766-26-2404)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の当社第100期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成28年5月12日付「監査等委員会設置会社への移行および組織改訂、役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るため、平成28年6月28日開催予定の当社第100期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、企業経営における迅速かつ的確な意思決定を図ることを目的として、取締役の員数を20名以内より17名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに対応するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項および会社法第427条第1項に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除するこ

とができる旨ならびに今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令が定める額に限定する契約を締結できる旨を定款第 29 条として新設するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) 会計監査人の責任免除につき、定款第 29 条 2 項の新設に伴い文言を統一するため変更を行うものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年 6 月28日（火）

定款変更の効力発生日 平成28年 6 月28日（火）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 18 条 (条文省略)	第 5 条～第 18 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は、 <u>20 名以内</u> とする。	第 19 条 ① 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、 <u>12 名以内</u> とする。
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 ① 取締役は、株主総会において選任する。	第 20 条 ① 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会	第 21 条 ① 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事

現 行 定 款	変 更 案
<p>の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 ① 取締役会の招集通知は、会 日の 3 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u>に対して発 する。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短縮 することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全 員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役 会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結 の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役 の任期は、選任後 2 年以内に 終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した 監査等委員である取締役の 補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期 は、退任した監査等委員であ る取締役の任期の満了する 時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 ① 取締役会の招集通知は、会 日の 3 日前までに各取締役に 対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があ るときは、招集の手続きを経 ないで取締役会を開催するこ とができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議 によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の 決定の全部または一部を取締役に 委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 ① 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 ① 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 30 条 ① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役および常任監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 32 条 ① 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第 35 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> 第 36 条 ① <u>当会社は、社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> ② <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員および常任監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員および常任監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 ① 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会 計 監 査 人</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会計監査人との間で、<u>当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(<u>社外監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>第 100 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上